附　則

（施行期日等）

第一条　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一二三及び人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（人事院規則一―五七の一部改正）

第二条　規則一―五七の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後			
（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例） **第一条**　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。			
（略）	（略）	（略）	（略）
規則九―一二三（本府省業務調整手当）	第二条	次に掲げる組織	次に掲げる組織及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織
（略）	（略）	（略）	（略）
2～4　（略）			

改正前			
（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例） **第一条**　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。			
（略）	（略）	（略）	（略）
規則九―一二三（本府省業務調整手当）	第二条	次に掲げる組織	次に掲げる組織及び復興庁（復興局を除く。）に置かれる職
（略）	（略）	（略）	（略）
2～4　（略）			

研究職俸給表			
七級以上	七級以上	五一、八〇〇円	四四、五〇〇円
一級	一級	九、二〇〇円	九、二〇〇円
二級	二級	一〇、八〇〇円	一〇、六〇〇円
三級	四級	二四、一〇〇円	一八、八〇〇円
四級	六級	四九、二〇〇円	四〇、三〇〇円
五級以上	七級以上	五一、八〇〇円	四四、五〇〇円
指定職俸給表			
		五一、八〇〇円	四四、五〇〇円

研究職俸給表			
七級以上	七級以上	四一、八〇〇円	三四、五〇〇円
一級	一級	七、二〇〇円	七、二〇〇円
二級	二級	八、八〇〇円	八、六〇〇円
三級	四級	二二、一〇〇円	一六、八〇〇円
四級	六級	三九、二〇〇円	三〇、三〇〇円
五級以上	七級以上	四一、八〇〇円	三四、五〇〇円